

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年9月11日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸

1 調達内容

(1) 調達件名

令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月30日まで

(4) 履行又は納入場所

「仕様書」による

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

次の(1)から(6)までの要件をすべて満たすこと。

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2) 見積書提出時において令和7・8年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「製造」の資格を有すると認定された者であること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格と関係ありませんのでご注意ください。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。※オープンカウンター方式について

(<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>)

(6) 別紙「競争参加資格の確認書」による確認を受けた者であること。

2 競争参加資格の確認

- (1) 提出期間：令和8年9月11日（金）から令和8年9月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで（ただし、正午から13時の間は除く。）。（郵送の場合も必着のこと。）
- (2) 提出場所：〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
横浜アイランドタワー（5階受付）
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 営業推進課（担当：森田）
電話 045-650-0733
※来社の際は、事前に電話にて連絡をすること。
- (3) 提出方法：持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。いずれの場合においても、事前に担当者まで持参・送付の旨を連絡すること。持参の場合においては、内容を説明できる者が提出場所へ持参すること。また、封筒に「競争参加資格確認書在中」と朱書きすること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出日をもって行うものとし、その結果は、令和8年9月18日（金）までに通知する。
通知を受けたものは、下記3（2）の提出期限までに見積書を提出すること。

3 見積書の提出場所等

上記2の競争参加資格の確認を受けた者に限る。

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先
 - ①提出場所：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
横浜アイランドタワー 5階
※5階入札室前オープンカウンター専用ポストに投函
 - ②問合せ先：独立行政法人都市再生機構 総務部会計課
電話：045-650-0189
- (2) 見積書の提出期限及び提出方法
 - ① 提出期限：令和8年9月29日（火） 16時00分
 - ②提出方法：持参又郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便で、二重封筒とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きした上で、同日同時刻必着とする。
- (3) 見積合せの日時
見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要（別添「契約書」による）
- (3) 見積りの無効
本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反し

た見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りをを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者が、競争に参加するためには、「競争参加資格の確認書」の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を会計課へ提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

問い合わせ先 3 (1) ②と同じ

(6) 仕様書及び「競争参加資格の確認書」の内容に係る質問等の受付先

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー (5 階受付)

独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 営業推進課 (担当: 森田)

電話 045-650-0733

以 上

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1： _____

連絡先（電話番号）2： _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 殿
令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務
(ポケットティッシュ他1品目) 見積書 在中
(押印省略)

裏

封
住所
会社名
入札者の氏名
登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区物品購入等）」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

※ 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

競争参加資格の確認書について

独立行政法人都市再生機構本社の「令和 8 年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他 1 品目）」に係る公示に基づく競争参加資格の確認については、公示文のほか、この確認書によるものとする。

1 競争参加資格（公示文 2 競争参加資格以外の要件）

（1）様式 1 関連

「競争参加資格確認申請に関する確認書」により確認を受けた者であること。

（2）様式 2 関連

令和 6 年度以降において、独立行政法人都市再生機構を含む日本国内企業又は官公庁に対して、ポケットティッシュ計 67,000 個以上、クリアファイル計 35,000 部以上をそれぞれ制作し納品した実績があること。

※ポケットティッシュ及びクリアファイルは、企業ロゴ、企業名又はサービス名等を使用したものとする。

※実績個数又は部数については、1 つの契約に限るものではない。

（3）様式 3 関連

仕様書記載の内容（校正回数、校正戻し日、納入期限）を踏まえ、作業工程表（入稿から納品までのスケジュール）を提出し、業務の遂行が可能であること。

2 問い合わせ先

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

横浜アイランドタワー（5 階受付）

独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 営業推進課（担当：森田）

電話 045-650-0733

以 上

(様式1)

競争参加資格確認申請に係る確認書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

住 所

会社名

代表者

印 ※1

令和8年9月11日付けで公告のありました「令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）」のオープンカウンター申込に際して、次の事項について回答いたします。

なお、当社といたしましては、この記載が事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、虚偽の記載があった場合は、本申込が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

【確認事項（「はい」または「いいえ」に○を付ける）】

- (1) 日本国内において機構職員が行う検査に応じられる者であること。

入稿時及び各出校時には印刷業者営業担当同席のもと、デザイン制作管理者との打ち合わせを設けることもある。

はい ・ いいえ

- (2) 公示文2(1)及び(2)の期間及び場所において製作見本（サンプル）の確認を行っていること。

※ 郵送等による送付は行わない。

※ 製作見本の提供数は1社につき1点とし、数に限りがあるため先着順とする。

残り1点となった場合は、閲覧のみとする。

※ 「令和8年度上半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）」を受注した者はこの限りではない。

はい ・ いいえ

- (3) 仕様書に記述する要件をすべて満たしていること。

はい ・ いいえ

以 上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号）1：_____

連絡先（電話番号）2：_____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

(様式2)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

住 所

会社名

代表者

印※1

業務の実績に関する証明書

「令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）」の入札に関し、下記のとおり業務の実績を有することを証明いたします。

記

契約件名	
契約先 住所 TEL	
契約期間	
入札者における 履 行 組 織 ・ 部 門	
業務概要	

※本表は、本業務と同種の業務で、業務が完了しているものを記入すること。

※上記様式に加え業務実績を証明するものを添付（契約書・仕様書・納品書等）する他、見本品（サンプル品。機構の依頼を受け制作したものでも可。）を提出すること（令和8年9月17日(木)17時必着）。なお、資格確認後、見本品（サンプル）は機構より返却する。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

(様式3)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

住 所

会社名

代表者

印※1

作業工程表

「令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）」の入札に関し、下記のとおり作業工程表（入稿から納品までのスケジュール）を提出し、滞りなく業務を遂行することを証明いたします。

記

【国内製造・国外製造（国名： ）】（どちらかに○を付けること）

※仕様書に記載した校正回数、校正戻し日、納入期限等を踏まえて工程表を記載すること。なお、国外製造の場合は、通関（税関）も加味して工程表を提示すること。

※必要に応じて、作業工程がわかる資料を添付しても構いません。（本頁に記載しない場合、A4用紙片面計3枚まで。）

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

以 上

別添 契約書

請 負 契 約 書

- 1 契約の名称 令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年12月30日まで
- 4 契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
- 5 支払条件 完成払

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 田原 浩幸 印

受注者 住 所
氏 名
印

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りで

ない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第11条 削除

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第13条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した

時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）

の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第25条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別添 仕様書

以 上

仕 様 書

- 1 件名
令和8年度下半期営業用ノベルティの制作業務（ポケットティッシュ他1品目）
- 2 目的
UR賃貸住宅のロゴを使用したノベルティグッズを配布し、ブランド認知を図るとともに、営業窓口等への来場者に対する特典とするため。
- 3 契約期間
契約締結日の当日から令和8年12月30日まで
- 4 品目及び数量
ポケットティッシュ 61,700 個
クリアファイル（ロゴ） 34,450 部
※2品目すべてにおいて、納品先ごとに数量指定あり。
- 5 デザイン
デザイン指定あり。仕様書別紙1を参照のこと。
デザインの詳細については、契約締結後、UR都市機構担当者又はデザイン制作管理者である株式会社電通が電子データ（Adobe Illustrator 形式）を受注者へ提供する。
※提供データについては、アウトライン化されたイラストレータデータであり、RGB形式とする。
- 6 納入日
令和8年12月12日（土）までにすべての納品を終えるものとする。
※具体的な納品日は受注者決定後に別途通知する。
- 7 納品場所
全国計103カ所を予定／時間指定あり（10：00～12：00）
納品先の詳細及び各数量は仕様書別紙2のとおり
※納品に係る費用は受注者が負担すること。
※送り状に「令和8年度下半期営業用ノベルティ（ポケットティッシュ）」、「令和8年度下半期営業用ノベルティ（クリアファイル：ロゴ）」とそれぞれ明記すること。
※仕様書別紙2納品先No.1におけるクリアファイル：ロゴについては、100部、50部に分けて納品を行うこと。（それぞれ複数個口となっても構わない）
※新宿アイランドタワーへ搬入の場合、高さ2.7m、重さ2t以下の車両を使用のこと（ロング不可）。
※UR都市機構西日本支社への納品については、高さ3.5m以下の車両を使用のこと。
※発送作業完了後、各拠点における荷物の問合せ番号がわかるものを納品日までに提出すること。
- 8 商品規格
■ポケットティッシュ

＜標準サイズ＞10W 内寸 110mm×75mm×10mm

＜外装＞現状グラビア印刷であるが、印刷方法は色味等が同等であれば不問

4 C + 白

※ロゴを4 Cで刷りこむため、一度白を引きます。

＜原紙＞パルプ 100%

＜原紙サイズ＞約 200×210mm

＜原紙枚数＞20 枚（10 組）

■クリアファイ

＜標準サイズ＞A 4 用定型 4 C + 白 0.2mm 厚通常 P P 素材 220mm×310mm

※ロゴを4 Cで刷りこむため、一度白を引きます。

※別途受注者に提供するサンプル商品を確認し、忠実に再現すること。

※提供データを元に、R G B から C M Y K への変換又は版分け等色校正出校に必要なデータ制作を受注者にて行うこと。

※その他詳細については、別途指示するものとする。

9 色校正

■ポケットティッシュ

＜回数＞簡易校正または本紙校正を原則 2 回実施すること。（企業ロゴを印刷するため）

※初校または再校にて U R 都市機構担当者が校了と判断するときは、この限りではない。

※2 回実施した時点で指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、校了となるまで校正を実施すること。

※規定色校回数（状況により指定回数以上の校正可能性あり）を含めて納品指定日までの納入を確実に行うこと。

＜部数＞各校正時に 3 部提出すること。

初校提出時は、近似値周辺の 3 パターン以上を 3 部ずつ（計 9 部以上）提出すること。

＜各校正提出先＞U R 都市機構担当者及びデザイン制作管理者が指定する場所

（首都圏内最大 3 カ所）

■クリアファイル

＜回数＞本紙校正を原則 2 回実施すること。（企業ロゴを印刷するため）

※初校または再校にて U R 都市機構担当者が校了と判断するときは、この限りではない。

※2 回実施した時点で指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、校了となるまで校正を実施すること。

※規定色校回数（状況により指定回数以上の校正可能性あり）を含めて納品指定日までの納入を確実に行うこと。

＜部数＞各校正時に 3 部提出すること。

初校提出時は、近似値周辺の 3 パターン以上を 3 部ずつ（計 9 部以上）提出すること。

＜各校正提出先＞U R 都市機構担当者及びデザイン制作管理者が指定する場所

（首都圏内最大 3 カ所）

以下、記載事項は2品目共通とする。

※本件は印刷物に企業ロゴを使用するため、微細な補正が求められることから、デザインの部分的なCMYKの色補正についてもUR都市機構担当者等の指示に対して厳正に対応すること。

※データ入稿時に支給する色見本にのっとった初校を提出すること。

※入稿時及び各出校時には印刷業者営業担当同席のもと、デザイン制作管理者との打ち合わせを設けることもある。(別途指示するものとする。)

※初校から責了まで、オペレーターを統一すること。

※校正戻しについては出校日の翌々営業日以降とするため、それを踏まえたスケジュールとすること。(営業日は土日祝を除く平日とする。ただし、17時を過ぎた出校については翌営業日を出校日とするものとする。)

※色校正にて校了したものと相違ない製品を納品することとし、判断はUR都市機構担当者にて行うものとする。

10 包装・梱包

適宜数量をダンボール箱に入れ、製品に折れや水濡れ、破損や汚損等のないよう適切に梱包すること。(クリアファイルについては、1箱あたり500部程度とすること。)

箱の側面の見やすい箇所に「品目」「数量」「納品年月」を明記すること。

11 製作見本(サンプル)

入札に参加する者は必ずサンプルの確認を行い、確認の際はUR都市機構担当者へ事前に連絡すること。

※サンプル確認可能時間は、10時から17時まで。(正午から13時までを除く。土日祝を除く)

※確認は事前に連絡の上、担当部署宛に直接来訪にて行うものとし、郵送等での送付は行わない。

※提供数は1社につき1点とする。

※数に限りがある為、先着順となり残り1つになった場合は閲覧とする。

12 請求書

請求書は一括して以下の宛先に提出し、納品の内訳が確認できるものを添付すること。

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー16階

独立行政法人都市再生機構 住宅経営部営業推進課

13 その他

- (1) 受注者は、契約締結から2営業日以内に確定作業工程表(入稿から納品までのスケジュール)を電子メールにてUR都市機構担当者へ提出し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、契約締結から2営業日以内に品目ごとの入札金額内訳を電子メールにてUR都市機構担当者へ提出すること。(様式は任意)
- (3) 納入期限の前日から起算して7営業日前の日までに納品サンプル(完成見本)各10部をUR都市機構担当者宛に提出し確認を得ること。
- (4) 印刷完了後、納入期限までに、CMYK補正を行った最終版下データ(Adobe Illustrator形式)を、UR都市機構担当者及びデザイン制作管理者宛に納品(提出)すること。
- (5) 受注者は、納品後に商品の不良や数量等の誤りが明らかになった場合には、速やかに且つ適切に

対応すること。発注者であるUR都市機構担当者の判断により、納品物を不良と見なす場合がある。

- (6) 受注者は、UR都市機構担当者と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、UR都市機構担当者の確認を得ること。
- (7) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (8) 発注者が必要であると認めるときは、受注者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (9) その他不明な点は別途UR都市機構担当者の指示によるものとするが、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、解決するものとする。

14 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6 - 50 - 1 横浜アイランドタワー16階
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部営業推進課 森田（優先）・菊川
電話：045-650-0733

以 上



クリアファイル(URロゴ)



ポケットティッシュ

103					61,700	34,450
NO.	支社等	エリア	タイプ	宛先	R8年下期 ティッシュ	R8年下期 クリア ファイル (ロゴ)
1	20東日本	本社	本社	本社 住宅経営部 営業推進課	910	150
4	20東日本	営業センター案分	本部	UR住宅経営部 営業開発課	0	0
5	50埼玉	営業センター案分	営業センター	UR大宮営業センター	1000	500
6	50埼玉	営業センター案分	営業センター	UR新越谷営業センター	0	500
7	50埼玉	営業センター案分	営業センター	UR所沢営業センター	800	0
8	50埼玉	営業センター案分	営業センター	UR川越営業センター	1000	0
9	40神奈川	営業センター案分	営業センター	U R 港南台営業センター	1000	0
10	40神奈川	営業センター案分	営業センター	UR横浜営業センター	500	0
11	40神奈川	営業センター案分	営業センター	UR藤沢営業センター	500	500
12	30千葉	営業センター案分	営業センター	UR稲毛海岸営業センター	1000	500
13	30千葉	営業センター案分	営業センター	UR津田沼営業センター	2000	1000
14	30千葉	営業センター案分	営業センター	UR柏営業センター	1000	0
15	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR渋谷営業センター	1000	0
16	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR新宿営業センター	3,000	500
17	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR多摩営業センター	1000	0
18	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR八重洲営業センター	1500	0
19	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR町田営業センター	1000	0
20	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR池袋営業センター	3000	1500
21	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR錦糸町営業センター	2,000	1,500
22	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR立川営業センター	1000	1000
23	20東日本	営業センター案分	営業センター	UR池袋営業センター法人窓口	1500	1000
24	20東日本	北海道	エリア経営部	U R 都市機構 北海道エリア経営センター 企画課	1000	500
25	20東日本	東京	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ青戸	0	500
26	20東日本	東京	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ高島平	500	500
27	20東日本	東京	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ王子	1000	1000
28	20東日本	東京	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ光が丘	500	500
29	20東日本	東京	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ千歳烏山	200	0
30	20東日本	東京	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ西大島	1000	1000
31	20東日本	東京	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ蒲田	500	0
32	20東日本	多摩	現地	U R 調布エリア現地案内所	0	100
33	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ久米川	100	100
34	20東日本	多摩	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ南大沢	100	300
35	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ永山	0	300
36	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ町田山崎	200	300
37	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ吉祥寺	500	500
38	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップひばりヶ丘	0	200
39	20東日本	多摩	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ八王子	0	0
40	20東日本	多摩	現地	U R 東伏見現地案内所	0	0
41	40神奈川	神奈川	エリア経営部	U R 都市機構 神奈川エリア経営部 営業課	700	500
42	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ金沢シーサイドタウン	0	200
43	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ湘南	500	100
44	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ新百合ヶ丘	0	0
45	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ日吉	200	0
46	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ横浜西口	0	0
47	40神奈川	神奈川	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ戸塚モディ	200	0

N O.	支社等	エリア	タイプ	宛先	R8年下期 ティッ シュ	R8年下期 クリア ファイル (ロゴ)
48	40神奈川	神奈川	賃貸ショッ プ	U R 賃貸ショッ プ二俣川	200	100
49	40神奈川	神奈川	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ相模大野ジョイモアーズ	200	300
51	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ稲毛駅前	300	400
52	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ花見川	500	300
53	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プつくば駅前	0	100
54	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ取手駅前	300	300
55	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	U R 賃貸ショッ プイオンモール千葉ニュータウン	300	200
56	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ新浦安駅前	500	300
57	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ成田ニュータウン	200	0
58	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ松戸	1000	200
59	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ海浜幕張	300	300
60	30千葉	千葉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ北習志野駅前	1000	0
61	30千葉	千葉	現地	U R 八千代ゆりのき台パークシティ 現地案内所	200	0
62	50埼玉	埼玉	エリア経営部	U R 都市機構 埼玉エリア経営部 営業課	300	30
63	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ上尾	0	200
64	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ志木	0	0
65	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ東大宮	0	0
66	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プみさと	0	500
67	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ若葉	0	0
68	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ上福岡	0	300
69	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ南浦和	0	0
70	50埼玉	埼玉	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ川口	0	0
71	50埼玉	埼玉	現地	U R せんげん台現地案内所	0	500
72	70中部	中部	支社	U R 都市機構 中部支社 住宅経営部 営業推進課	－	150
73	70中部	中部	営業センター	UR名古屋営業センター	－	700
74	70中部	中部	営業センター	UR星ヶ丘営業センター	－	1000
75	70中部	中部	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プナゴヤドーム前	－	300
76	70中部	中部	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ金山	－	500
77	70中部	中部	賃貸ショッ プ	U R 賃貸ショッ プ有松駅前	－	300
78	70中部	中部	営業センター	U R 高蔵寺営業センター	－	500
79	70中部	中部	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プみよしアイモール	－	－
80	70中部	中部	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ名駅ユニモール	－	300
81	70中部	中部	賃貸ショッ プ	UR賃貸ショッ プ布袋駅前	－	－
82	70中部	中部	賃貸ショッ プ	U R 賃貸ショッ プ志賀公園	－	500
83	70中部	中部	賃貸ショッ プ	U R 賃貸ショッ プ栄地下街	－	500
84	80西日本	西日本	営業センター	U R なんば営業センター	1000	1000
85	80西日本	西日本	営業センター	UR京都営業センター	2000	0
86	80西日本	西日本	営業センター	U R 神戸営業センター	2000	1500
87	80西日本	西日本	営業センター	U R 千里営業センター	500	500
88	80西日本	西日本	営業センター	U R 泉北営業センター	1000	500
89	80西日本	西日本	営業センター	U R 奈良営業センター	0	500
90	80西日本	西日本	営業センター	UR梅田営業センター	1500	1000
91	80西日本	西日本	営業センター	UR枚方営業センター	500	200
92	80西日本	西日本	支社	UR都市機構 西日本支社 住宅経営部 営業開発課	10,000	4,000
93	80西日本	西日本	支社	U R 都市機構 西日本支社 住宅経営部 法人・宅建営業課	1000	0
94	80西日本	西日本	店舗等	株式会社第一ビルサービス 岡山支店	40	20

N O .	支社等	エリア	タイプ	宛先	R8年下期 ティッ シュ	R8年下期 クリア ファイル (ロゴ)
95	80西日本	西日本	店舗等	株式会社第一ビルサービス 広島駅前事務所	50	50
96	80西日本	兵庫	エリア経営部	U R 都市機構 兵庫エリア経営部 企画課	0	0
98	90九州	九州	営業センター	U R 福岡営業センター	2400	0
99	90九州	九州	営業センター	UR北九州営業センター	0	500
100	90九州	九州	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ博多駅前	0	0
101	90九州	九州	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ千早	0	250
102	90九州	九州	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ大橋	400	0
103	90九州	九州	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ西新	1200	0
104	90九州	九州	賃貸ショップ	U R 賃貸ショップ六本松	400	400
105	90九州	九州	賃貸ショップ	UR賃貸ショップ黒崎駅	400	0
106	90九州	九州	管理事務所	梅ノ木募集案内所	0	0
107	90九州	九州	管理事務所	新下関管理サービス事務所	100	0